

令和3年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（17名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
6番	米本弥一郎	8番	宮内保
9番	高木寛	10番	飯嶋正利
11番	宮澤芳雄	12番	伊藤保
13番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
総務課長	伊藤憲治	企画政策課長	小倉直志
財政課長	伊藤義隆	税務課長	伊藤義一
環境課長	高根浩司	健康管理課長	遠藤茂樹

社会福祉課長	椎 名 隆	高 齡 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	多 田 一 徳
都市整備課長	栗 田 茂	庶 務 課 長	杉 本 芳 正

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（木内欽市） 通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（10番 飯嶋正利 登壇）

○10番（飯嶋正利） 議席番号10番、飯嶋正利です。

令和3年第1回定例会において一般質問を行います。

時間に制約がありますので、早速一般質問に入りたいと思います。

大きな第1点目、コロナ禍における売上げの減少に伴う事業者の固定資産税、都市計画税の減免について。

この減免措置について、どのような場合この減免になるのか。また、中小企業と定義してありますが、中小企業という定義。また、どのぐらいの方がこれに対して要望されているのかお聞かせいただきたいと思います。

（1）東日本大震災のときと比較してどうなのか。あのときも固定資産税、都市計画税というのが減免になりました。そのときと比べて今どうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

（2）減免措置の延長について。たしかこれは2月の途中のところ、たしかもうそれで打ち切りだったと聞いております。この確定申告が終わるまで待たなかった理由についてもお

聞かせたいと思います。

大きな2番目、都市計画について。

昨年行われましたアンケート結果、都市整備課によるアンケート結果について、その結果、たしか本当は年内にくれるという話だったんですが、年明けに出るという話だったんですが、まだ頂いておりません。この結果についてお知らせいただきたいなというふうに思います。

(2) 合併協議の扱いについてということで、もう15年前、15年前以上、それ以上前ですね、合併協議の中で、この都市計画というのはどのように扱われてきたのかお知らせいただきたいと思います。

(3) 課税の根拠について。農村部に対しましても課税がされている、その根拠についてお知らせいただきたいと思います。

(4) 今後の計画について。何年のどのくらいの時期で、この3町への都市計画をどのようにするのか、明確にお答えいただきたいと思います。

(5) 都市計画に対する平成19年度の国会答弁について認知はしておりますか。それに対する対処はどのように行われてきましたか、お知らせいただきたいと思います。

(6) 旭市のほか、その後に合併された市町村においても都市計画、この税も含めて見直しが行われております。この旭市は、平成17年に合併して以来もう15年。見直しをかけると言っておりますが、一歩も進んでおりません。この理由は何なのでしょう、お聞かせいただきたいと思います。

3、1市3町ごとの税収についてということで、この税収を統計でどのくらいになっているのかと。合併時と比べて今現在増えているのか、増えていないのか、その辺もお聞かせいただけたらありがたいなというふうに思っています。

2回目以降は自席で行います。よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員の都市計画について、(4) 今後の計画、何年目標、旧3町への都市計画をどうするのか明確にということで、私のほうから、順番が少し逆になるのかもしれないけれども、最初にお答えさせていただきたいと思います。

都市計画区域の拡大については、合併以降15年、なかなか進まないまま今日まで来たわけでありましたが、私としましては、やはり旭市が東総の中核都市として均衡の取れた計画的な

土地利用、一体的なまちづくりを進めていくためにも、全域を都市計画区域とすることが重要であると認識しております。

そのために、各地域ごとに説明会等も開催し、広報等でも周知を図りました。しかし、参加者等も少なく、いま一つ周知が徹底されない部分があります。

そして今回、改めて都市計画区域の拡大について判断していくための段階であると思うそういう思いから、今回まちづくりアンケートを実施したところであります。このアンケートで皆様から様々なご意見をお聞かせいただき、これからのまちづくりの方向性も改めて認識したところであります。

そこで、将来の旭市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域を全域に拡大していく方向で、今準備作業に取り組んでいきたいと考えているところであります。よろしくをお願いします。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから順を追って回答させていただきます。

まず最初に質問のごございました新型コロナウイルス感染拡大による事業者への減免措置ということで、大震災と比べてどうなのかということです。

東日本大震災に関する減免につきましては、被害程度が半壊以上の家屋について適用しており、市独自の減免措置でございました。減免額につきましては平成23年度からの累計でございまして1,338件、金額にして3,372万5,000円ということになっております。

あと、コロナ禍による売上げ減少に伴う事業者の固定資産税、都市計画税の減免措置ということでございました。

こちらにつきましては、令和3年度が対象ということになっております。具体的な要件でございしますが、中小企業の事業者の家屋、償却資産が対象でございまして、令和2年2月から10月までの連続する3か月の収入、事業収入でございまして、こちらが50%以上減少したものについては全額になります。そして、30%以上50%未満の場合については、2分の1が減額されることとなります。

周知につきましては、ホームページや広報、また12月に送付しました事業者への償却資産の申告書にも同封しているところでございます。

続きまして……

（発言する人あり）

○税務課長（伊藤義一） 人数ですか。今までだいたい220人程度の減免の要望がございまし

た。よろしいでしょうか。

続きまして、大きな1の2ですね。減免の延長ということで、確定申告時期まで待てなかったのかということでございます。

こちらの減免につきましては国の制度でございまして、期間が定められております。それで、その定められた期間に基づいてやっているものでございまして、市独自ということではございませんので、そちらにつきましてはその期間内ということで、3月15日まで待つということはありませんでした。

続きまして、大きな2番の(3)課税の根拠ということでございます。

こちら、都市計画税を賦課する根拠でございますが、都市計画税については市が行う都市計画事業、施設の整備等に要する費用に充てるための目的税ということになっております。地方税法の702条及び旭市都市計画税条例に基づきまして課税しているところでございます。課税対象につきましては、都市計画区域のうち、農用地区域を除いた区域に所在する土地及び家屋で、所有者に課税しております。税率については0.2%ということになっております。

続きまして、大きな3の(1)でございます。税収は合併時と比べて増えているかどうかということございました。

17年度の決算額でございますが、合併後、初めての当市の決算額でございますが、こちら63億7,484万2,000円ということになっております。

現在の今年の予算につきましては71億6,000万円ということになっておりますので、伸び率についてはだいぶ伸びているのかなというように感じております。

以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは2番、都市計画について、(1)昨年行われたアンケート結果について、結果の概略について答えられる範囲でということございました。

アンケート調査は、郵送によるアンケート用紙の送付及び返信封筒による回収という方法で、令和2年10月27日から11月27日の期間で実施いたしました。対象は住民基本台帳に登録のある市民から無作為抽出した3,000人で、有効回答は1,428人、有効回答率は47.6%でした。

アンケート内容につきましては、例えば都市計画の認知度に関する項目では、「あまり知らない」が最も高く、次いで「全く知らない」となっており、認知度は全体的に低いという結果でございました。

また、旭市の将来のまちの姿についての項目では、「医療・福祉の充実した安心して暮らせるまち」、「災害に強く安心して暮らせるまち」が特に高くなっていました。

アンケート調査の結果につきましては市ホームページに掲載する予定でありますので、掲載の段階で、議会の議員の皆様にも配付させていただきたいと考えております。

アンケート調査の結果や皆様からいただきました様々なご意見につきましては、今後の市政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

続きまして、(2) 合併協議会での扱いについてということで、都市計画について合併協議会でどのような協議がなされたのかということで回答させていただきます。

合併協議会において、都市計画については、平成16年1月26日の第8回合併協議会で協議され、全員賛成により原案のとおり決定されました。なお、会議録によると、その際に委員の方からの意見は特にありませんでした。

協定事項として決定した内容は、1、都市計画区域等は現行どおり新市に引き継ぎ、合併後、新市の総合計画などに基づき計画や区域の設定を検討する。

2、都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。

3、開発行為については、都市計画法及び千葉県条例を適用する。ただし、3,000平方メートル未満の開発行為等にあつては、宅地開発指導要綱を合併時まで統合するとなっております。

(6) の、他市が見直しができて、旭市が一步も進まない理由ということのご質問でございました。見直しが進んでいない理由ということでございます。

都市計画制度は、市民の皆様がいろいろなケースで土地利用に制限を受けることもございますし、少しずつ譲り合っていくことで将来のまちづくりをしていこうというものでありますから、制度の周知をした上で関心を持っていただき、用途地域や都市施設の必要性和、それに伴う都市計画税の取扱いなど、ご意見を伺いながら進めていくための準備段階であるとの認識でありましたので、皆様からはなかなか進んでいないのご意見をいただく状況でありました。

しかしながら、今後は将来の旭市のまちづくりを考えて、都市計画区域の拡大を進めていく方向で準備作業に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから2の(5) 都市計画税に対する平成19年の

国会答弁について認知しているか、またその対応はということでございます。

平成19年8月15日の国会答弁において、「都市計画税は一般会計に繰り入れる場合においては、その使途が明らかになるような予算書、決算書等の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、議会や住民に対しても周知することが適当である」という旨の答弁がなされたことは承知しております。

その対処でございますけれども、現在のところ、予算書や決算書への掲載は行っておりませんが、予算の説明資料である旭市一般会計予算の概要の部分について、都市計画税は都市計画事業等の財源に充てる旨を記載しております。

また、市の家計簿として毎年6月1日号に財政事情を公表しておりまして、その中で目的税の使い道として使途を掲載しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

1点目から再質させていただきます。

先ほどちょっと答弁漏れがあったんですけども、この減税についてですね。中小企業ということがあります。これは個人、例えば農家なんかの場合の個人事業主というのは認められるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいま、個人事業主は認められるのかということでございます。

こちらは、先ほど中小企業ということで、事業をやっているものということになってきます。その個人主というのがどの程度のものなのかということもありますが、あまり大きな金額でなければ認められるというような格好になってくると思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 今回、この減免ですね。東日本のときにはそうだったと、東日本のときには市の単独だったということがありますので、これは今回税収としてもかなり落ち込んでいるんですが、この減免分と通常の減分、この割合というのはどのくらいになりますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） こちらの減免につきましては、予算のうち8,628万円を令和3年度分の減免額として見ております。しかし、こちらにつきましては、全額国から補填されると

ということになりますので、全体の金額については大きなものとはならない、変化はないのかなど、そのように感じます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、（2）減免措置の延長についてということで、この減免措置、先ほど言ったように2月いっぱい。そこから、少なくとも確定申告が終わるまで、万が一そういうのが出てきた場合、東日本のときのように市の単独でその分を減免するということは考えられないでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 市のものとしてできないかということですが、先ほども申し上げましたが、今回の減免措置については国の制度、あくまでも国の制度ということになっております。延長は、今のところ市としては考えておりません。しかしながら、今後も国の動向などを注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 広報がどれだけのものだったのかというのは、今さら言ってももう遅いということなので、じゃ、この問題は……、その次にいきたいと思えます。

（2）都市計画税についてということで、昨年行われましたアンケート結果について。

アンケートを若干見せていただきましたが、いろいろ細かいことが書いてありました。都市計画税についても書いてありました。そこに税を減免するとか、税を廃止するという答えがなかったということは、やっぱりそれなりのそういう減免も変更も全くしないという市の考えなんでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 2、都市計画についての（1）のアンケートの件のところでの都市計画税の設問というところでのご質問でございました。

今回のアンケートに限らず、税や公課に関する設問で、廃止という項目を設けますと、高い確率でその項目が選択されてしまう可能性が高く、設問の意味がなくなってしまうので設定しておりません。最後の設問でまちづくりに関する自由記述欄を設けましたので、市に対して、都市計画税について意見があるという方につきましては、そちらに記載していた

だくようにいたしました。実際にその自由記述欄では、都市計画税に限らず、税に対して様々な意見がございました。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

なかなかそのところでじっくりこないというか、そういった時間もないんですので、2番目に移りたいと思います。

再質、何を目的にしたのか、その結果についての市側の見解というのは、先ほど市長がお答えいただいたとおりでよろしいのでしょうか。（2）で。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） すみません、ちょっと確認させてください。

（2）でございますね。

（発言する人あり）

○都市整備課長（栗田 茂） （1）の再質で、目的ということでよろしいですか。

（発言する人あり）

○都市整備課長（栗田 茂） アンケート調査の目的ということで。

失礼しました。

アンケート調査の目的ということで回答させていただきます。

アンケート調査の冒頭にも記載してございますように、今後のまちづくりを進めていくために、これまでの取組やこれからのまちづくりに対するご意見、ご希望等をお伺いさせていただくことを目的として実施いたしました。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） そういうことではなくて、先ほど市長が市全体に広げるという方向で進んでいるということよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） その方向で進めていくというところで、市長のほうから回答していただきました。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、大きな（2）合併協議での扱いということで、この協議、3町、都市計画自体がありません。なかったです。それの中での協議、ないものを協議するという形になると思うんですが、その辺についてはどうだったんでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。
都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 合併協議会で、3町で都市計画についてどのような考えだったか、3町は都市計画がなかったというところでございました。

合併協議会での調整方針では、都市計画区域等は現行どおり新市に引き継ぎ、合併後、新市の総合計画などにに基づき、都市計画や区域の設定を検討するとの記載がございますので、協議会の中で都市計画の協議をしております、それについては3町とも認識はあったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） その合併当時、たしか1市3町、基盤整備の工事事業が行われていました。そのときに、たしか干潟町は5%自己負担、あとは10%で始まったはずなんですが、それがいつの間にか5%に合わされました。そういったことは合わせていくんですね、興味があることに関しては。興味がない、なくても今まで全く問題がなかった、これについては全く議論がなされたのか。これは本当に、課長、そう思いますか。お願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 興味のある問題はきちんと協議された。都市計画について本当に協議したのかというご質問でございました。

合併前の担当部局での協議として、都市分科会というところがございます、この中で主に現在の都市整備課が所管している事務に関連した内容の協議を行ってございました。その中では、協議会に提案された都市計画の議題について協議をしておりますので、そこは認識があったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） その辺のところもなかなかかみ合わないのかなというふうに思います。この都市計画のメリットといいますか、工業団地のほうにも都市計画道路を造っております

す。3町からも大勢の方が工業団地のほうへお勤めでございます。今、広域で進めておられますごみ処理場、ごみ処理施設、これも都市計画がなければ、もちろん東総広域に出ている議員さんはもちろん知っているでしょうけれども、これはできない話です。

そういったことで3町の市民にも十分メリットがあるという話なんです。それなのに負担は旧旭市だけ。これおかしくないですか。課長、お願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市計画につきましては、土地利用について農水産業、工業、商業などの産業構造を考慮して、地域の実情に即した総合的な土地利用計画を策定するようになっております。

こういうものを踏まえてやっておりまして、今までの都市計画の区域を広げるということでございますので、今後その辺のバランスは取ります。ただ、今の都市計画の決定事項につきましては、旧旭市でつくりました区域での都市計画決定事業でやっておりまして、その辺のところでご理解をいただきたいなというふうに考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 4回終わっちゃったので、次の（3）にいきたいと思います。

課税の根拠ということで、この都市計画の中では、都市計画では土地及び家屋の利用価値が上がり、地価が上がり、所有者の利益が増すということがこの課税の根拠でうたっておりますが、それでは農村地域に対しては、何のメリットがこれは当たるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 課税に係ります農村地域へのメリットということでございます。

こちら、課税につきましては、先ほど最初の質問で回答させていただいたとおり、地方税法及び都市計画税条例に基づきまして課税しているものでございます。そして、農村地域につきましては、都市計画税条例におきまして、農用地区域を除く都市計画区域全体に課税するということが規定されております。都市計画事業を実施することにより、都市計画区域全体に便益が及ぶものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 税務課としては、税金をかけるだけが仕事なので、それ以上の答えは

出ないのかなというふうに思います。

たればという言葉はなかなかないと思うんですが、この旧旭市におきましては、昭和30年代から都市計画税がかかっております。総額としては100億円に近い額ではないかなと。

よく議会でも旭市は下水道があるのではないかというふうな話をされます。道路はやっぱり市で造るべきだと。そうすると、100億円という額が下水道の事業費に対してどのぐらいのものだったのかということを考えますと、やはりそれで何年か前、下水道のやつが休止されました。例えばそういったものができるというふうな形で話を進めておいて、はしごを外されたような形になっております。それも財政のことを考えれば、私は賢明な考えではなかったかなというふうに思いますが、本当はそのときにこの税も考えるべきだったのではないのでしょうか。その辺のところどうでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 確かに下水道事業を拡大しないと決まった段階で税も考えるべきだったのではと、そのようなことだと思います。

ただ、先ほども市長から申し上げたとおり、今回、1市3町にも全域で都市計画をしていくことが大切だということで、その方向で進めていくということであります。

今回、税の話が中心になっておりますけれども、税はあくまでもその時点で都市計画事業に必要であったもの、それにかけているわけでございまして、現実には何年か前にお答えしたこともあったかと思っておりますけれども、その都市計画事業を実施するために借りた公債費等につきましてもその財源に充てることができるということで、それがまだ残っている段階で、都市計画税の課税の見直しというのは難しかったのかな、そのように思っています。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 今、副市長よりそのような答弁がありましたけれども、例えば都市計画、本当に言葉で、じゃ、皆さんの中できっちり理解している人が何人いるかということになると思います。都市計画のメリット、例えば規制が図られる。それに対して地元からの負担を得られる。例えば、今、飯岡海上連絡道をやっておりますが、都市計画が、これがきっちり引いてあれば、こんなに遅れることはなかったと思うんですよね。その辺のところについてもやはり考えるべきではないのでしょうか。お願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 確かにメリット、都市計画事業で実施した事業であっても、この区域、例えば市町村に限らず、周辺地域まで全て便益は及んでいるもの、そのように考えます。

ただ、税務課長が申し上げましたとおり、本来702条の地方税法に基づいてかけているもの、しかも都市計画税の根本から申し上げれば、出来上がった当時、1970年頃に一度改正があって、そのときに市街化区域にかけます。市街化調整区域は、条例で制定すればかけられます。そのときには目的税として必要であればということになります。うちのほうは、いわゆる非線引き都市計画区域でありますから、条例で制定してかけているという状況があります。その中で財源を充当している事業等多々あった中で、今まだその税をかけている状況であるということは、ご理解いただきたいなと思っています。

そのメリットを享受している、今市民多くいます。そのために市長は全域を都市計画区域にして、秩序ある土地利用を、方向性を持って進めたい、全市きちんと開発していきたい、そのような形でお答えしたものだと思っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、（4）にいきたいと思えます。

これは先ほど市長からそういう方向でというようなお話がありました。

先ほど周知という話がございました。このたしか説明会、かなりの回数行っております。一例ではありますが、タウンミーティングなどの公募に関しては、それで1回で終わりです。そういうことであれば、もうこれは3町に周知済みということで、私はいんじゃないかなというように思いますがいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 周知は終わったのではないかということのご質問でございました。

都市計画制度の周知活動につきましては、ここまでというゴールはございませんので、今後、都市計画区域の拡大の準備を進めていく中で、継続して周知、広報活動を一層推進してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） だから、それはどのくらい、全く見当がつかないですよ。もう今まで15年そういうことをやってきて、まだ同じことをおっしゃっているという形になっており

ます。

本当にそれが、例えばさっき市長がそういう方向でということになりました。じゃ、かけると。かけるじゃなくて、都市計画を引くという段階まで最短何年かかりますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） すみません。ちょっとお待ちください。

○議長（木内欽市） 暫時休憩。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（木内欽市） 会議を再開いたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 失礼いたしました。

具体的準備、作業期間についてでございます。

区域拡大手続きは、区域拡大について方向性が定まった時点より4年から5年程度の期間が必要と考えております。具体的には、都市計画区域変更の原案作成から始まり、建築確認の際必要となる道路、家屋調査等、また、都市計画区域の拡大は県の決定案件となるため、県をはじめとする関係機関との協議等、一般的に見込まれる事務手続きで3から4年を見込んでおります。

また、新たな都市施設や用途地域の検討等も含めた場合、さらに1年から2年の年数を要するものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 合併して以来15年、約40億円近い税金が旧旭市からは多く都市計画税として徴収されております。この40億円という金額、元の3町にしてみれば4年分の税収に近いです。この額、これはまたあと何年先に延びるか、今の答弁だったら最低でも6年、まごまごしたら10年ですよ。これが本当に正しいのか。さっきも言ったようにごみ焼却でも何でも、みんなこれはあれになっているんですよ。これは旧旭市民だけがその行政の尻拭い

をしているような、そんな気持ちがいりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 冒頭に都市計画の今後の計画、どのくらいで終了するんだという質問がありました。その中で、都市計画区域は全市に広げていきたい、拡大していきたい。もちろんメリット、デメリット、そういった部分もありますし、これまで一般の市民の方々にはそういった周知の機会を設けてきましたけれども、議会の中で真剣にこうした都市計画区域の問題について話し合うということもあまりなかったということもありますし、私はそういう方向で全市に広げたい、拡大したいということのメリット、デメリット、そういったものもしっかり研究しながら、議会と一緒にこの旭市の都市計画について拡大をしていきたいと、今そんなふう考えているところでありますので、いずれにしても都市計画の拡大については全市に広げていくという方向で、今事務局、都市整備課のほうにも指示をしておりますので、税の問題はその計画区域が皆さん方の了解をもらって広げられるという時点になった場合、その後、四、五年かかるということでもありますので、そのかかる経過の中、あるいはまたその後の都市計画税については、改めて議会で議論していかなければならないことだと、そのように思っておりますので、今はそういう思いでいますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。そのように、できれば早めに都市計画だけでも進めていただきたいなというふうに思います。

大きな5番、国会答弁ということで話がされましたが、その後、もうちょっと議会及び住民に対する使途を明確化の状況にすると、それで毎年調査を行っているというふうになっております。

これについて、これはたしか去年の11月に財政のほうに、こういうものがあるんだという話をしていました。それについて、対処するというお答えがございました、たしかね。

それについて、例えば、ちゃんとこれはやっているところはやっているんですね。もちろんそれは、システム上、急にできないということもあるんでしょうけれども、これ、どういうふうに対処していきますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 一昨年ですか、飯嶋議員の質問の中でさらに工夫してほしいという質問がございました。

そういった中で、予算書、決算書についても入れるような検討をしたんですけども、何分システムで出力しておりますので、なかなか難しいところがございます。そういった中で、今回、説明資料の中に入れさせていただきました。

あと、今後具体的な金額だとかそういったものについて、決算の説明資料だとか、あと広報、そういったものに掲載していくよう検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 対処するということでしたけれども、今まで実際の話、このように、どこに何を使ったか全く分からない。これ、さっきも国の、高橋議員のほうの質問でありましたが、これは財政状況に関係ないんですね。ということは、市としてはこれ以上使い勝手のいい税金はないということです。

そういった中で、こんな状況で3町は納得してくれると思いますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 3町に納得してもらえるかということですけども、これはこの広報の仕方ということでよろしいですか。

なかなか広報の仕方は難しいところがございます。それで、毎年少しずつ工夫しているんですけども、最大限、住民の皆様が分かるような形はどういった形でお示ししたらいいのかということを考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） その辺明確にしていかなかったら、先ほども言ったように、このごみ焼却場でも、都市計画がなければ、銚子市と旭市になれば、匝瑳市になればこれはできなかった話です。そういったことも市民に周知していったらいいんじゃないでしょうか。

それでは、時間もないので、6番のほうに移らせていただきます。

旭市より後に合併した市町村が、どんどん税率を見直しながら、区域もみんな大きくしていったと。そういうところできて、この旭市は合併以来15年、何にもできていない。これはどうしてですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 先ほども今のご質問には回答したと思います。

他市の状況をちょっと報告させていただきます。

他市の見直し状況ですが、千葉県内で平成の大合併が一段落した平成22年度以降で、合併後、都市計画区域外であった区域に区域を拡大した自治体は香取市のみであります。香取市では、都市計画区域外であった山田、栗源地域を含め、平成28年度に市全域が都市計画区域と指定されております。

匝瑳市では、合併前より旧八日市場市の区域の一部のみが都市計画区域となっており、都市計画マスタープランにおいては、区域外の地域の区域への編入を検討するとの記載がありますが、現在も旧野栄町の区域は都市計画区域に指定されておられません。

今後、アンケートの結果を受けまして、拡大のほうの準備を進めていきますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 先ほども言いましたけれども、都市計画をつくるのは都市整備課ですけれども、税をかけるのは税務課なので、その後のお金は財政。みんな途中途中で話が一本につながらないんですね。これを議論するというのは本当に大変だと思うんですが、一つ、都市整備課にしてみれば、失礼ですが栗田さんも飯岡出身、副課長も飯岡出身、別になければなかったって、その生活には全く問題はないんですね。そういったことで進まないということとは私はないと思うんですが、その辺のところについてひとつお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 市町村合併に伴う都市計画区域の拡大につきましては、その地区の成り立ちや様々な要因がありますので、旭市でもどのような方法がよいか、目的税という税の成り立ちから、現在既に行った都市施設の整備費や将来の都市計画事業の計画ある、なしなども含めて、総合的に検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 先ほど市長より、全域にかけると。私もそれは大いに賛成です。

この一つには、議論を進めるということが非常に大事だと思います。この議会も含めてで

すね。それには網をかぶせるということにならなければ、議論は一向に進まないというふう
に考えますが、その辺のところ、そのような考えでよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 飯嶋議員がおっしゃいましたように、どこかで決断して行政から提案を
していかなければ議論が進まない、そのように思いますので、どこかの時点、近い将来に
そういった都市計画地域の拡大について、網を精査しながら、どういうところにやるのか、
やらないのかという部分も含めながら、拡大して、そういう提案を議会にもしていきたいと、
そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。そのような形で、なるべく早くこの問題、議
論させていただければありがたいというふうに考えております。

それでは、最後の1市3町別の税収についてということで、先ほど当時の合併当時の総額
ということでお話しされました。

私が言っているのは、1市3町ごとの税収がそれを集計できないかということなんです。
それはできませんか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 1市3町別にできないかということでございますが、申し訳ござい
ませんが、システム上そのような集計は取っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） できなければ、これは字で拾えばできるんじゃないですか。例えば、
これはもうある程度、都市計画税なんかもそうですけれども、税収が違うわけですよ。それ
で、今回干潟町なんか過疎地域に認定されたということの話を聞いております。そういった
問題でどのくらいのものが徴収されているのか、収入があるのかということも調べておく意
味はないでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 合併後、様々な事業を市のほうでも実施する上で、有効な財源を活

用してきました。交付税の算定替などもございました。その算定に当たりまして、旧市町ごとの税収が基準になることはございませんでした。現時点で、地域ごとの税収を集計する必要はないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） できないということなのですが、やっぱりその辺も、どこの地域が税収が増えていて、どこの地域が税収が減っているのか、また納税者に対してその予算が適当に割り振られているのか、その辺のところも調べるのには、そういった指針にはなるんじゃないかなと考えますが、それでも取る気はないですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 合併後、旧1市3町でございます。一つの旭市ということで考えております。先ほど申しましたように、旧1市3町の区域で分けてということは考えておりません。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。
税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 申し訳ございません。先ほど答弁漏れが一つありましたので、よろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） どうぞ答弁してください。

○税務課長（伊藤義一） 先ほど飯嶋議員の大きな1番の質問で、中小企業者はどういうものかということがありまして、ちょっと答弁漏れをしました。追加させていただきます。

対象となる中小事業者というものは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、そして資本または出資を要しない法人、または個人で従業員1,000人以下、そして大企業の子会社でないことということになっております。ですから、これに該当すればできるということになります。

そしてもう一つ、減免の受付時期なんですけれども、2月1日で終わっております。3月15日まで延期ということでございましたが、国のほうからは申請につきましては柔軟な対応でということも来ております。コロナ禍に関しまして申請が遅れたという理由であれば、2月1日以降であってもそういう理由が成り立てば受付はしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもすみませんでした。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 保

○議長（木内欽市） 伊藤保議員、ご登壇願います。

（12番 伊藤 保 登壇）

○12番（伊藤 保） 議席番号12番、公明党、伊藤保。議長より発言の許可が出ましたので、令和3年度一般質問を行います。

初めに、この3月11日で東日本大震災が10年目の節目を迎えます。当時の災害の発生と状況は、今も脳裏に焼き付いております。あれだけの大きな地震、津波の災害は近年では初めてであり大変な状況でした。改めて犠牲になった方々に哀悼の意を表します。

そして、昨年からの新型コロナウイルス感染症は、今年3月4日現在41名と、近隣の市町より少なく、市執行部と市民が協働で感染拡大に対し、感染防止意識と努力をして抑えられていると思います。

とりわけ、市民には外出自粛といった不自由な生活の中、手洗い、マスクの着用、うがいなど、基本的な感染防止策を守ってくださり、感染拡大を抑えてくれていることに感謝申し上げます。

それでは、早速質問に移ります。1年ぶりの質問ですので、間違いがあればお許しいたきたいと思います。

通告に従って質問いたします。

国は、国民全員にワクチン接種を国費で行うこととしております。これから、予防接種が65歳以上の高齢者、基礎疾患を持っている方に移ります。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）市民から、自宅介護をしている人が感染した場合、介護を受けている人はどうなるのですかと質問がありました。このようなケースの場合にはどうするのか伺います。

(2) 寝たきりの状態の自宅介護者のワクチン接種はどのようにするのか伺います。

2項目めに3歳児健診について1点、視力検査について伺います。

近年、弱視や乱視といった子どもが増えているとのことですが、3歳児健診時の視力検査による弱視、乱視等の発見率が低いと言われていています。旭市では3歳児健診はどのように行われているのか伺います。

3項目め、災害廃棄物処理計画について伺います。

令和元年12月の定例会において、来年度4月以降策定することをございましたけれども、昨年1年間、全く動きがないように見受けられますが、進捗状況について伺います。

最後の質問になりますが、4項目め、広域市町村圏事務組合について。

この4月から広域ごみ処理計画が実行に移されます。クリーンセンターが廃止され、中間ごみ処理施設としての改修整備が行われますが、現在のところ、クリーンセンターは旭市が募集した非正規社員と旭市の職員で構成されていましたが、新日鉄住金エンジニアリング株式会社の協力企業が運営するものと思います。クリーンセンターで働いている職員、非正規社員はどうなるのか伺います。

以上、4項目5点を伺います。再質問は自席で行いますので、分かりやすいご答弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、私のほうからは、大きな1番目の（1）自宅介護者の感染症対策について、自宅介護をしている人がコロナに感染した場合、介護を受けている人はどうするか。その対応についてお答えさせていただきます。

自宅介護をしている人が新型コロナウイルスに感染した場合は、同居の家族は一般的には濃厚接触者となり、保健所の指導に従うこととなります。

介護を受けている方につきましても濃厚接触者であり、PCR検査において結果が陽性となった場合には、原則入院となります。結果が陰性の場合には在宅待機となりますので、この場合は訪問介護サービス、いわゆるホームヘルパーなどの利用によりまして、在宅での生活を維持することとなります。こちらのサービスの利用につきましても、保健所とサービスを提供する事業所、担当のケアマネジャーが相談、検討の上、必要なサービスを提供することとなります。

なお、この介護を受けている方が、例えば24時間介護が必要な場合など、訪問介護サービ

スなどの利用だけでは在宅の生活を維持することが困難と判断された場合には、県が受入先を調整し、受入れ可能な施設に短期入所ができることとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、私からは1の（2）、寝たきり状態の要介護者への接種方法はとのご質問ですが、現在承認されているワクチンの特性もありますので、大変難しく困難も予想されますが、現時点におきましては、ふだんから健康状態などを確認できるかかりつけ医などにおいて、訪問により接種をしていただくことを想定しております。

続きまして、2番目です。旭市の3歳児に対する視力検査の現状ということでございますが、まずは1次検査としましては家庭内において視力表を用いて検査をしていただきます。その検査が不十分な場合や検査結果に異常があった場合においては、健診会場において2次検査を行っていただき、さらに異常がある場合には、眼科への受診を勧めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは、大きい3番の（1）現在の進捗はとのごことでございます。

まず最初に、災害廃棄物について簡単にご説明したいと思います。

災害廃棄物処理計画につきましては、国の災害廃棄物対策指針、これを踏まえ、国土強靱化計画、地域防災計画、一般廃棄物処理計画との整合性を図り、災害廃棄物の処理に関する市町村の基本的な考え方を示すもので、大規模自然災害の事前の備え及び災害発生から復旧、復興までの災害廃棄物の処理対策を行うための計画でございます。

現在、本市におきましても策定を進めているところでございます。

以上です。

失礼しました。続きまして、大きな4番の（1）クリーンセンターの職員について。

クリーンセンターで働いている非正規社員、会計年度任用職員のことだと思いますが、どうなるかのご質問です。

会計年度任用職員は、クリーンセンターに現在14名在籍しております。原則として1会計年度を超えて任用することは認められておらず、任用期間が満了した場合は退職となり、次年度に任用される場合であっても、更新ではなく新たに職員として任用された形となります。

会計年度任用職員につきましては、この3月末で退職となりますが、14名の会計年度任用

職員の中には、既に年金を受給しており、これを機に退職される方が5名ほどいらっしゃいます。その他の会計年度任用職員の方は、ほかの課の会計年度任用職員に応募されている方が6名、他市、ほかの市の会計年度任用職員に応募されている方が2名、まだ未定の方が1名となっております。

環境課といたしましても、翌年度における東総地区広域市町村圏事務組合の委託業務の募集内容やハローワークを通じて求人等の情報提供をさせていただくなど支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 1点目ですけれども、このような、先ほどご答弁いただきましたけれども、そうしたことをやはり市民にお知らせする必要もあると思うんですね。ですので、しっかりとしたことを知らせていただきたいと思います。恐らくこれは県の部分になってくると思いますけれども、全く知らされていない、分からないという点がありますので、その辺のところはしっかりとお願いしたいと思います。

それで、（2）に移ります。かかりつけ医の往診という話でございますけれども、この自宅介護者がかかっている医者というのは掌握してあるのか、それともお知らせ通知で知らせるのか、その辺のところをお願いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 寝たきりの要介護者のかかりつけ医を市は把握しているのかとのご質問ですが、在宅にて介護を受けている方は、介護認定の際、主治医から意見書が提出されますので、市においてもかかりつけ医の確認は可能でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは、やっぱりワクチン接種のときは連絡とかそういったものは行くと思いますけれども、その辺のところはどうなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それはそのようになるように進めていきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） こういう問合せもありました。この往診のときに、介護をしている家族もワクチン接種はできないのだろうか、一緒にできないだろうかというふうな話がありましたけれども、その辺のところは、家族はワクチン接種同時にできるものなのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） では、お答えいたします。

家族も一緒にできないかということですが、まず初めに、ワクチンの性質上、訪問接種がすぐに可能かどうかを医師とまず調整することとなります。その上で、訪問接種が可能となった場合、家族も同時に接種するというのは、要介護者を守る意味でも、またワクチンの無駄をなくすという意味でも有効ではあると考えますが、家族の方が同じかかりつけ医か、また年齢等の問題など幾つか問題もありますので、今後さらに詳細な接種体制を構築する上で、医師とも協議しながら判断していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） よろしく、その辺のところはお願いいたします。

2項目めに入ります。

3歳児健診についてですけれども、ほかの自治体では屈折検査機を導入しているということでございます。

千葉県では16.5%ぐらいの弱視または乱視の子どもたちがおります。かなり視力の悪い人が多いということでございますので、この屈折検査機の導入、これは資格がなくても扱える機械なのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議員言われるとおり、県内でも幾つかの自治体が導入していると聞いております。

確かに乳幼児は、目に異常があったとしても、それを表現することがなかなかできないため、機器により異常を瞬時にまた正確に診断できれば、早期発見、早期治療につながり、効果的であるとは考えます。

また、機器の操作ということですが、操作につきましては、簡単なトレーニングで誰にでも操作ができるというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これ、子どもは3歳児から、それから6歳児までの間で視力が安定してくるという、ほぼ完了するということですね。3歳児から6歳児の間に、それが早く見つければ矯正ができます。そうすれば、黒板の字とかそういったものはよく見えるようになると思うんですね。ですので、これは市として導入を考えているかどうか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに議員おっしゃられますように、3歳から6歳で目のある程度視力の確定ができるわけでありまして、そういった時期に状態をしっかりとチェックするということは大変重要なことだと思います。

機器を導入することで、現在の検査より精度が向上し、目の異常の早期発見、早期治療につながることであれば、導入について前向きに考えていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

目視や、お母さんたちが前の日に家庭でいろいろやったりすると、やっぱり分からない点が非常に多いということでございますので、子どもの目を守り、大人になってからずっと障害を持ったならば、非常に厳しい人生を送らなくちゃならないということなので、ぜひ検討をよろしく申し上げます。

それでは、3項目めに入ります。

災害廃棄物処理計画について、進捗状況ですけれども、これ今、なぜまだできないのかなというふうに考えるんですけれども、その辺のところは、なぜ遅れているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、3の（1）につきまして、なぜ遅れているのかということのご質問でございます。

本年4月1日からごみ処理が東総広域に移管されますので、計画の作成に当たりましては、災害廃棄物につきましても野尻町の東総地区クリーンセンター、新しい名称でございますが、そちらのほうで処理が可能な廃棄物の種類や処理ができる量など、これらを構成団体であり

ます銚子市、匝瑳市を含め、東総地区広域市町村圏事務組合と調整を図る必要が生じております。

このようなことから、当該計画の本年度中の策定は現在難しい状況となっております。
以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 昨年、災害がありませんでした。災害はいつ起こるか分かりません。16号のときでしたっけ、たしか15号かな、16号かな、台風のときに2週間ぐらいかかって、どこへ置くのかさっぱり分からないというような苦情もありました。

今のクリーンセンターですけれども、かなりの車がつながってしまい、結構四苦八苦したという話も聞いております。今のクリーンセンターの状況ではちょっと厳しいのではないかなというふうには思います。災害があったときに、市民はいち早く復旧という、生活がありますからね、そうしたときに、やはりいち早く自分の生活を取り戻したいということで、廃棄物を1か所に定めていれば早く市民の生活が戻るわけです。ですので、その辺のところはしっかりとやっていただきたいと思っておりますけれども、どのように思っておりますか。お聞きします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 前回の台風15号の際の廃棄物処理、また仮置場の設置に関しましては、だいぶ時間がかかりましたけれども、議員のおっしゃるとおり、そのような場合には市民の生活基盤の早い復旧、復興ですね。それに応じるために、早くそういった対応ができるということが、やはり必要になってくると思います。

これからも、そういったことを念頭に置いて業務のほうは進めていきたいと思っております。
以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これから対応するという話でございますけれども、やはりこれは目標を持ってしっかりとやってもらわないと、同じようなことが起きたときには、ああまたかというような、そういった行政の不信というものを表してしまいますので、これいつ頃を目標にしているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

計画の策定でございますが、広域ごみ処理に関係します銚子市、匝瑳市と足並みをそろえまして、令和3年度中の計画策定に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 来年度中にできるということでございますので、しっかりとよろしくお願ひいたします。

次に、市町村圏事務組合のクリーンセンターの職員の件ですけれども、これは希望を取ったようですので、例えば失業保険というのは、こういった場合にはもらえるのかどうか、また、自分から辞めるのとまた条件が違いますので、この辺のところの失業保険のもらい方と言ったらおかしいけれども、出し方というのはどういうふうになるのか、ちょっと伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

失業保険のほうはもらえるのかどうか、まず1点目がそのような質問だと思います。

失業保険につきましては、会計年度任用職員の方は雇用保険に加入しておりますので、辞めた場合には、ほかの仕事をご自身で探していただきながら失業手当を受給していただくことになると思います。

続いて、あともう一点ですけれども、自分から辞める場合と条件が違うというか、こちら市の都合ということなので、希望退職では、自分から辞めるわけではないということだと思います。それについて、雇用保険のほうの何か移転といいますか、そのようなことだと思いますが、クリーンセンターの廃止に伴います離職でありますので、特定受給資格者ということになりまして、自己都合での離職より好待遇ということで話を聞いております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） こういうコロナ禍ですので、もし仮に、法律では任用職員というのはすぐに首にできるわけですけれども、そうしたことでちょっと厳しいのかなというふうに思いますので、それであえて伺いました。

委託を受けた会社というのは、中継施設に何名ぐらい来るのか、それだけお聞きします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

委託を受けた会社からの人数でよろしいでしょうか。お答えします。

東総地区広域市町村圏事務組合が委託契約をした業者のほうからは、中継施設のほうへ配置される人数でございますが、場内作業員に5名程度、あと10トンパッカー車の運搬作業に2名程度、あと計量事務、計量所でございますが、そちらに1名の計8名程度になると聞いております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） できれば、その中に入っていただければ一番いいのだらうと思いますけれども、この委託を受けた会社がしっかりと市民の収集に早く慣れるように、その辺のところをしっかりとよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 米 本 弥 一 郎

○議長（木内欽市） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、米本弥一郎です。

木内欽市議長より発言の許可をいただきましたので、2項目5点の一般質問をします。

首都圏1都3県の新型コロナウイルス緊急事態宣言は2週間程度延長されるようですが、本市の感染者は41人と県内で最も少ない水準にあります。市民の皆さんの努力に感謝と敬意を申し上げます。

新型コロナウイルス対策の切り札と言われるワクチン接種が始まりました。この接種の順番、スケジュール、接種の方式をお伺いします。

昨日、千葉県知事選挙が告示されました。投票所での選挙人、投票立会人、事務従事者の感染防止対策をお伺いします。

緊急事態宣言が延長される中で、年度末の支払時期を迎えます。生活支援、商工業、農水産業の経営支援には、どのようなものがあるのか、市、県、国の支援策をお伺いします。

今般、旭市学校再編計画（素案）が公表されました。策定委員、事務局の労を多とし、心

からの敬意を申し上げます。この計画に対する市民の意見、いわゆるパブリックコメントの件数と内容、計画へのアクセス数をお伺いします。

さらに、この計画の具体的な進め方、ロードマップをお伺いします。

1回目の質問は以上です。再質問以降は自席で行います。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、私からは一番最初のワクチン接種のスケジュール等についてお答えいたします。

まず、接種順位でございますけれども、国から示されている接種順位は、医療従事者、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、あとそれ以外の方の順となっており、今の国の予定では高齢者への接種は4月12日から限定的に開始し、4月26日の週から本格的に接種が開始される見込みとなっております。

あと、全市町村にワクチンの配布が開始されるのは、4月26日の週以降になるとの通知が昨日届いております。

あと、予防接種の方式でございますけれども、医療機関で行う個別接種と公共施設等を利用して行う集団接種とがございますが、旭市では、現段階においては3会場での集団接種方式を予定しております。予定している会場は、現在の飯岡保健センター、総合体育館、海上支所、ひかた市民センターの4か所を選定しまして、その中から、医師の都合にもよりますが、可能な限り1日3会場での実施を目指して準備を進めているところでございます。

また、土日祝日を含め、一応毎日開催する予定でございますが、今後円滑に予防接種が実施できるよう、医師会と調整を重ねてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、1の（2）投票所・開票所の感染防止対策についてお答えいたします。

今回の千葉県知事選挙につきましては、本日から期日前投票を開始しておりますけれども、コロナ禍における初めての選挙でありまして、国・県の情報提供などを参考に、様々な感染症対策を講じていきます。

まず、選挙人の安全を確保するため、各投票所や期日前投票所では、小まめな換気、マスク着用の推奨、検温、手指消毒の実施などを行います。また、選挙人同士や記載台の間隔を十分に取り、備付けだった鉛筆は消毒済みのものを個々に取ってもらうようにします。さら

に、発熱などで感染が疑われる方が訪れた場合は動線を変え、ほかの選挙人との接種を回避するなど、投票方法も変更して対応いたします。

一方、投票立会人や事務従事者につきましては、従事する前の検温の実施やマスク及びフェイスシールドの着用、飛沫を防ぐアクリル板を設置するとともに、選挙人と接触する場合はビニール手袋の着用なども行います。さらに、投票所での混雑を回避するため、広報や選挙管理委員会のツイッターなどで早期の期日前投票の利用を呼びかけております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから1の（3）の経営支援ということでしょうか。

まず、市のほうですが、このたびのコロナウイルスの長期化また緊急事態宣言の再発令に鑑み、先に実施した中小企業者等事業継続支援金の対象期間を令和2年の8月から令和3年の3月まで対象期間の拡大をいたしました。また、令和2年中に創業した事業者へも対応できるよう見直しを行ったところでございます。

支援金につきましては前回と同様でございます。月の売上げの減少率に応じまして、30%以上減の場合は10万円、50%以上減の場合は20万円といたすところでございます。

また、県のほうでは、緊急事態宣言に伴う時短営業の協力要請に応じる飲食店に対し、1日当たり6万円の協力金を支給する千葉県感染拡大防止対策協力金を実施しております。

また、国ではこれに関連しまして、時短営業を行う飲食店と取引のある納入事業者や、不要不急の外出や移動の自粛の影響を受けた宿泊・旅行関連事業者等につきまして、本年1月から3月のいずれかの月の売上げが50%以上減少した場合、法人については60万円、個人については30万円を限度としまして一時支援金の給付が行われます。そのほか、主なものとなりますが、雇用の維持を図るための雇用調整、助成金の特例措置が4月まで延長されます。また、資金繰り対策として利用されますセーフティネット保証につきましても、指定期間が6月まで延長されるところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私のほうからは、農水産業者に対する支援としてお答えさせていただきます。

当初の市の単独支援として、令和2年2月から7月を対象期間に、農水産業者の皆様に対

し支援を行いました。

そして今回、新型コロナウイルス感染症の長期化及び緊急事態宣言の再発令に伴い、新たに経営に深刻な影響を受けた農水産業者の皆様に対して、ただいま商工観光課長から説明がありました中小企業者等への支援と同じ内容による農水産業経営継続支援金の受付を開始しております。

国の支援では、今回の緊急事態宣言に伴い、飲食店と取引のある中小事業者に対し、最大60万円の支援金の支給が予定されております。この支援金は、本年1月から3月のいずれかの売上げが前年と比較して50%以上減少した農水産業者にも対象となっております。

国では、そのほかに農業労働力確保支援事業、さらに畜産業への各種支援、農林業セーフティネット資金など無利子による貸付事業を継続して受けております。

また県では、千葉県農林水産物販売緊急対策協議会による県産農林水産物の需要回復を図るため、販路拡大や新しい生活様式に対応した販売方法の改善等の取組を実施しております。以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、私のほうからは、（3）のうち生活支援の制度についてお答えいたします。

社会福祉に係る生活支援制度としましては、緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金の3点がございます。これらは社会福祉協議会が窓口となっております。

まず、緊急小口資金は、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、必要となる少額の費用を貸し付けるもので、無利子、保証人不要で限度額は20万円となっております。

二つ目の総合支援資金は、収入の減少や失業等により生活に困窮した方の生活の立て直しのために生活費用を貸し付けるもので、無利子、保証人不要で限度額は単身世帯に月15万円、複数世帯に月20万円となっております。

貸付けの期間は最長6か月間とされておりましたが、今回、緊急小口資金と総合支援資金の両方の貸付期間が終了してもなお資金が必要な方は、さらに3か月間の再貸付けが受けられることとなっております。

三つ目の住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に対して、住居の確保のための家賃額を給付するものです。支給期間は最長9か月間とされておりましたが、今回、令和2年度中に申請して受給を開始した方に限り、さらに3か月間延長され、最長12か月まで給付を受けることが可能となっております。

参考までに、これらの制度の現在の申請状況でございます。2月15日現在、旭市社会福祉協議会の取りまとめでは、緊急小口資金は申請件数241件、貸付金額合計4,642万円、総合支援資金は申請件数110件、貸付金額合計6,359万円、住居確保給付金は申請件数28件で、支給金額の合計は407万8,900円となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 私のほうからは、大きな2番目の、まず（1）市民の意見でパブリックコメントの件数と内容、アクセス数についてお答えいたします。

学校再建計画の素案につきましては、1月15日から1月29日までの15日間において、パブリックコメントの意見の募集を実施いたしました。募集の期間中における市のホームページのアクセス数は859回であり、素案の閲覧者は3名おりました。最終的に6名の方から20項目にわたる意見の提出がございました。

意見書の内容については、素案の趣旨に関する賛成意見に加えまして、要旨をまとめると、小中一貫校を想定した場合の考え方、統合する学校の位置やスケジュールの検討、学校の名称、跡地利用の考え方、歴史や文化を尊重し、各地域には中学校を残してほしいなどで、その他の意見としましては、記載している表現の一部の修正についてなどのご意見をいただきました。

今回のパブリックコメントの結果については、市の考え方を添えて、改めて市のホームページへ掲載したところでございます。

続きまして、（2）具体的な進め方と再編のロードマップについてお答えいたします。

まず具体的な進め方ですが、本年度については学校再編計画策定委員会から報告を受けた案について、改めて基本方針として策定してまいります。令和3年度については、周知活動として、広報あさひや市のホームページへ掲載するとともに、本計画の概要版としてリーフレットを作成し、新型コロナウイルス感染症の状況を見定めて順次説明会を開催していきたいと考えております。

次に、再編のロードマップについては、準備期間を約5年間として想定しております。その内訳につきましては、説明会など地域の合意形成に伴う期間や学校の名称、校歌などを協議する代表者会議や、さらには通学方法、学校運営などを協議する場として準備委員会などを設置し、検討していく期間であります。

また、開校の時期については、準備期間の5年を含め10年から20年を想定しています。そ

の理由については、各学校の児童・生徒数の推移や校舎などの耐用年数などを考慮し、統合に要する期間、新築や改修工事に要する期間として考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き米本弥一郎議員の一般質問を行います。

米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、再質問いたします。

市民の皆さんがワクチン接種を受ける際の手順、手続きをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、予防接種を受ける手順でございますが、初めに行う高齢者の予防接種の実施手順としまして、3月下旬頃、65歳以上の対象者全員に市から個人通知にて接種券を送付します。接種券が届き次第、接種を希望する方は同封されているはがきを返送するか、または専用のコールセンターを設置しますので、そちらへ電話で申し込み、いわゆる接種希望の意思表示をしていただきます。その後、市から予防接種日を指定し、案内通知をお送りいたします。申込者は、指定された日時と会場にて接種をしていただきます。その際、日時に都合がつかない場合は、コールセンターのほうで変更も可能となっております。

接種会場にて予防接種実施者に1回目の接種済証をお渡ししまして、2回目の予防接種日時を指定いたします。この場合も同様に、都合がつかない場合には電話で変更していただくと。以上が予防接種を受ける際の手順となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） このワクチンについて副作用が心配だという声を聞きます。このワク

チンは副作用より効果が大きいからこそ承認されたと考えますが、副作用と効果はどのようなものかお伺いいたします。あわせて、副作用が出たときの対応をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、お答えいたします。

先行してワクチン接種している国の調査では、接種後に頭痛、疲労、めまいなどの比較的軽い症状のものが2割程度の方に見られるそうです。また、20万人に1人程度の割合で、重いアナフィラキシーの症状があると報告されています。また、報道されているじんま疹などの症状も、軽いアナフィラキシー症状の一つとされております。

接種の効果としましては、現在流通していますファイザー製のワクチンでは発症者が94%少なくなりまして、重症者も92%減少したとの報告もありますので、そういう有効性が示されております。

旭市の接種時の対応でございますけれども、予防接種後のアナフィラキシー発症は、接種後15分以内がだいたい7割強を占めていることから、接種会場にて15分以上、健康状態の経過観察を行います。その際、体調の急変時に備え、症状に即時対応できる医薬品などを準備しまして、万が一に対応できるよう万全な体制で臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、2点目の再質問をします。

開票所での開票立会人や事務従事者の感染防止対策をお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

開票所につきましては総合体育館のアリーナを予定しておりまして、作業台などの間隔を広めに取りまして、常に換気を行うなど感染予防に努めてまいります。その上で、開票立会人ですとか事務従事者につきましては、投票所と同様に従事する前の検温の実施、あるいは小まめな手指消毒の実施、そしてマスク及びフェースシールドの着用などを行います。

また、参観に来られた方に対しましても、検温、マスクの着用、手指消毒の実施を求めますとともに、十分な間隔を取って座っていただくようお願いしてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 開票所では、多人数の方が従事され密になりがちでございます。投票所、開票所での人員配置をどのようにするのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

まず、各投票所ですとか期日前投票所につきましては、通常の選挙よりも事務従事者を1人増やしまして、検温ですとか選挙人同士の間隔の確保、あるいは鉛筆ですとか記載台の小さな消毒の実施などの対応を行ってまいります。

その一方で、開票所につきましては、従来よりも事務従事者の人数を減らすことで、密集の回避に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

実は先ほど期日前投票をしてまいりました。答弁のと通りの万全の対策でありましたので、安心して投票できました。市民の皆さんにも棄権することなく投票をお願いする次第です。

それでは、生活経営支援の再質問をします。

これらの支援の周知はどのようにするのか、手続きの手伝い等をしていただけるのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、商工観光課のほうからは、中小企業者等の支援についてお答えいたします。

まず、市の中小企業者等事業継続支援金でございますが、こちらは3月1日の広報、また市のホームページのほうにも掲載してございます。商工会のほうにも周知をお願いしているところでございます。

本支援金は、申請期間、3月1日から受付を開始しております。受付期間は5月31日まででございます。原則として郵送による申請をお願いしております。商工観光課のほうまで郵送でお願いしたいと思います。

また、県の飲食店に対する協力金につきましては、時短営業の協力期間が令和3年1月12日から2月7日まで、こちらの分につきましては郵送またはオンラインによる申請受付が既に始まっております。こちらは受付期間が3月10日まででございます。こちらは県への申請となります。

また、この後の2月8日から3月7日までの分につきましても、申請期間が3月10日から4月15日まででございます。こちらも郵送、オンラインでございます。こちらのほうには、既に特設のサイトが開設されておりますので、そちらのほうもご覧いただきたいと思っております。

また、国の一時支援金につきましては、既にホームページが開設されており、申請期間は3月8日から5月31日まで、こちらは原則オンラインによる申請となっております。

これらの手続きに係る申請書の配布、概要説明等につきましては、商工観光課のほうでご案内をしているところでございます。また、市のホームページでも周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農水産業経営継続支援金につきましても、受付期間を3月1日から5月31日としてございます。

対象期間が令和2年8月から令和3年3月となっておりますので、この期間に売上高が減少したことが分かる書類や前年の確定申告書類等の書類を申請書に添付していただき、原則郵送での申請をお願いしております。

なお、申請書は市のホームページからダウンロードできるほか、市役所本庁や各支所、市内JAちばみどり、各営農センター、千葉県海匝農業事務所、農業共済組合、道の駅バックヤード、海匝漁業協同組合からも入手できます。

国・県の事業につきましては、市を経由せずに直接申請するものがほとんどですので、相談があった際は、申請方法や必要書類等の案内を丁寧に行ってまいります。

また、困っている農水産業者の皆様に情報が届くよう、今後も市のホームページや広報、窓口でのチラシ配布などにより、随時支援内容の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 私のほうからは、生活支援についてお答えいたします。

緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金は、いずれも旭市社会福祉協議会が受付窓

口となっております。

その制度の周知につきましては、県の社会福祉協議会や、申込窓口となっている旭市社会福祉協議会では、それぞれの窓口またはホームページ等で周知を行っております。

申請の手続きにつきましては、新たに貸付けや給付が必要とお考えの方については、まず社会福祉協議会へあらかじめ電話で連絡をし、相談の日時について予約を取っていただくようお願いをしております。

また、社会福祉課でも生活にお困りの方からの相談を受ける際には、これらの制度を利用することが適当であると思われる方には制度の説明を行っております。市役所と社会福祉協議会と連携して制度の運用に努めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。市民への支援をよろしく願いいたします。

パブリックコメントへの市の考え方はどのようなものか再質問いたします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、パブリックコメントに対する市の考え方についてお答えをいたします。

6名の方から20項目にわたりご意見をいただきました。それらの意見に対する考え方をまとめますと、周知活動や地域の説明会を通じて再編に関わる課題などを整理し、慎重な議論を重ねながら、各地域の合意形成に努めてまいります。また、今後の社会情勢や地域の事情を踏まえながら、児童・生徒数の推移を見据えて、時代のニーズに合った教育環境の整備や跡地の有効活用に取り組んでいきたいなどとなっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、進め方の再質問をいたします。

この計画は、小学校、中学校の統合をする計画ですから、基本的には今よりも児童数、生徒数の多い学校に通うということになります。しかしながら、通学区域の見直しによって、二つの小学校区だけが生徒数の少なくなる中学校へ通うこととなります。この点をどのように地域の方々や関係者に合意していただくのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 通学区域の見直しについてお答えいたします。

通学区域の見直しについては、今後も児童・生徒数は減少傾向にあり、地域によっては減少率の格差が大きく、適正規模や適正配置といった良好な教育環境を整備するには、通学区域の拡大を含めた見直しは必要不可欠と考えております。このため、統合する小・中学校の特色や立地状況に応じて、小中一貫校や学校選択制などの導入も視野に入れながら、地域住民や学校関係者などの意見を参考に様々な観点から検討し、今後の学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

明智市長にお伺いします。

市長は、旧旭市で通学区域検討会委員をお務めいただいたと記憶しています。この組織の目的は、通学区域の見直しをして、ある小学校区の児童を生徒数の多い中学校から生徒数の少ない中学校へ通ってもらおうとするものでした。結果として通学区の見直しはできませんでしたが、この要因をどのようにお考えであるか、この経験をどのように生かしていくのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 米本議員の質問にお答えいたします。

確かに30年ぐらい前、旭市の通学検討委員会という検討委員会が設置されました。その以前に中学校区再編計画検討委員会というものを設置しまして、それからずっと通学区域検討委員会ということで、かれこれ10年ぐらいその検討委員会に在籍していたと思いますけれども、まずはやはりPTAの皆さん方が中心の検討委員会でありました。当時は、学力や地域性等の誤った学校観、そういったものが数多く意見の中で出ていたようでありまして、部活の数、成績等に執着している生徒など一部の地域への意見調整などが不足し、合意形成に至らず見直しが進まなかったと聞いておりますというよりは、そういった思いがあります。

いずれにしても、この学校の再編計画、市民全域を巻き込む大変大きな事業であります。やはり、少なくとも一定の線の合意形成というのは図らなければならないのではないかな。そのために、この検討委員会の、今回、結果が一応諮問案として出ましたけれども、そ

のことについて議会や市民、そういったもので改めて、そういった方向性がいいのか悪いのか、できるのかできないのか、そういった部分をしっかり議論して、5年間の準備期間、そしてまたさらにその先の統合に向けて皆様の合意形成、コミュニケーション、そういったものをつくっていかねばならないと、そのように考えておりますので、皆さん方のいろいろな面でのご協力をお願い申し上げたいと、そのように思っているところであります。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 市長、大変ありがとうございました。

結びに当たり申し上げます。

本年度末に19人の職員の皆さんが定年でご勇退されると伺っています。皆さんには、長年にわたり市民のため、旭市のためにご尽力いただき、心からの感謝と敬意を申し上げる次第です。

私ごとでございますが、私の同期の皆さんです。皆さんとともにまちづくりの一端を担えたことは、大きな喜びであり励みでありました。同期の皆さんを大変心強く感じておりました。皆さんには、健康に留意され、新しいステージでもますますご活躍されることをお祈りいたします。

そして、これまでの経験、実績、知識、そして何よりも人と人とのつながりを生かして、これからも旭市のまちづくりにご協力いただきたい、そうお願いをして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（木内欽市） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて4点の質問を行います。

質問と答弁、合わせて1時間となっていますので、簡潔、明瞭、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、まず大きな1点目、予算編成についての1でございますが、市長の任期は今年の7月末までです。他の市町村長は、一般的に年度前半に任期を迎え、引き続き行政運営を行う場合は通年予算を編成しますが、そうでない場合は骨格予算を編成し、義務的な経費を

計上します。通年予算を組んだ理由と今年度の新規事業についてお尋ねします。

2点目ですが、県では現職知事が出馬しないとのことで、骨格予算を編成しました。また、銚子市でも市長選挙があり、骨格予算を編成しました。後任の知事や市長が政策的な予算編成を行うとのことであります。

本市でも7月に市長選挙があります。現市長が出馬するということであれば通常予算を編成しても問題はないと思いますが、骨格予算を編成しない理由についてお尋ねします。

大きな2点目は、財政についてであります。

まず1点目は、新型コロナウイルスにより2回目の緊急事態宣言が発令され、飲食店などでは非常に経営状況が悪化しているものと考えます。今年度の市税についても非常に厳しいものと考えます。そのような中で、新型コロナウイルスによる市税の影響をどのように考えているのかお尋ねします。

2として、合併に伴う優遇措置が終焉しましたが、今年度の予算編成でも財源の確保が厳しいと聞いています。高価な箱物を造り、今後、維持管理費が大きな問題となります。また、水道管が耐用年数40年を超えて待ったなしの改修工事が必要で、多額の費用がかかります。さらに、学校の統廃合でも莫大な経費が必要となります。合併による優遇措置が終焉して、市長は今後の財政状況をどのように考えているのかお尋ねします。

3点目は、令和3年度の起債の借入額は35億円を超え、公債費として元利償還金の返済金は32億5,000万円を超えています。借入額のうち交付税算入される金額と、元利償還金の交付税に算入された金額についてお尋ねします。

また、起債の元利償還金のうち交付税算入されない金額についても併せてお尋ねします。

次に4点目でございますが、令和3年度の普通交付税額73億7,000万円の公債費算入分と中央病院算入分、それから一般分、つまり真水の部分のそれぞれの額についてお尋ねします。

大きな3点目は副市長についてであります。

まず1点目は副市長の選任についてであります。市長の任期も今年の7月、残り4か月余り、今月末で副市長の任期が切れますが、副市長をどのように選任するのかお尋ねします。

2点目は、副市長の人格についてお尋ねします。

具体的にどのような方が副市長に適任か市長にお尋ねします。

大きな4点目は、広域ごみ処理施設について。

まず1点目ではありますが、広域ごみ処理焼却施設、この4月の稼働となります。しかし、最終処分場の工事が遅れています。完成の日時と稼働の日時、それに伴う組織、職員の配置

等、運営管理などの負担割合についてお尋ねします。

2として、建設事業費について。一部を除いて今月末に施設は完成するわけですが、全体の総事業費と本市の負担割合と金額、その財源についてお尋ねします。

なお、起債の額と起債の種類、交付税算入額の有無について併せてお尋ねします。

3番目であります。当初計画では焼却施設に含めた中継施設を造ることになっていましたが、当面は造らないということですが、その理由、そして今後の建設計画はどのようになっているのか、その概算の予算と、その経費負担は組合か各市なのかお伺いします。

また、市内のごみ収集車が直接広域の施設に搬入とのことですが、収集委託料が大幅な増額になります。その分を広域から市に支払われるとの議案説明でありましたが、広域から支払われる匝瑳市と本市の広域までの収集料金についてお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わり、あとは自席でいたします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇ください。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問に、私のほうから大きな2番の2、合併による優遇措置終焉に伴う財政への影響についてどう考えているのかということと、3番目の副市長の人格についてということで答弁をさせていただきます。

合併による、確かに交付税の財源があります。しかし私は、国から頼る交付税だけでなく、やはり元来市政、財政は積極財政を自分のモットーとしているところでありまして、やはり自分のまち、そういったものは自分たちの力である程度は税収をアップして頑張っ、それにまちづくりを進めていこうと、そんなような思いでこれまでずっと来たところでありました。交付税は少しずつ減るかもしれませんが、それに代わる税収アップ、この辺の銚子市は80億円近くあるわけでありまして、銚子市を目指して80億円ぐらいの税収を上げるようなためのまちづくり、そういったものを考えていきたいと、そのように思っているところがあります。

副市長については、市長が選任するということに、地方自治法の164条に規定されていますけれども、私の政治信念としましては、市長就任当時から一貫して思っていることがあります。それは、行財政の経験が豊富な職員の中から選任をすること。そして、まちづくりに情熱を持っていること。あるいは、指導力、調整力のあることなどを基本的に考えているところがあります。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほう何点かございました。

1、予算編成についての予算編成方針と、あるいは骨格予算について。（2）の財政についての中で、（2）の合併による優遇措置終焉に伴う財政への影響について。（3）の起債の借入れと償還金について。（4）交付税についてお答えいたします。

まず、予算編成方針ですけれども、今年度につきましては、特色ある事業として主なものを申し上げますと、生涯活躍のまち形成事業をはじめとした本市全体の活性化を図るための各種事業や、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を計上した感染症予防対策事業などの各種事業、子育て包括支援事業や放課後児童クラブ運営事業などの子育て支援事業、農業後継者の確保と育成を図るための新規就農総合支援事業や商業の活性化を支援する商業活性化推進事業などの産業・商業振興のための各種事業、急傾斜地崩壊対策事業や消防車両整備事業などの安全・安心なまちづくりのための事業、良好なスポーツ環境の充実を図るためのサッカー場整備事業や東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業などのスポーツ振興事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業をはじめとした道路排水等の整備事業など、様々な特色ある事業を予算計上いたしております。

それと、続きまして骨格予算のお話ございました。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 骨格予算ではない理由ということによろしいですか。通年予算ということで、今、（2）と共通することですので、一括してという形になろうかと思えます。

市長選挙がある中で、骨格予算ではない通常の前算を組んだ理由ということによろしいですよね。

骨格予算につきましては、地方公共団体の長の選挙の関係とかから、政策判断ができにくい等の理由により、政策経費等の計上を避け、人件費等の最小限の経費を計上する予算でありまして、法令上の規定はございません。

本市におきましては、これまで市長選挙のある年であっても通常の前算編成を行ってまいりました。これは、仮に骨格予算を組んだ場合には、7月末までの4か月間、政策的な前算の執行ができないということとなり、市政運営において大きな支障を来すためであります。

続きまして、2の（3）になります。起債の借入れと今年度35億円の市債の……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） （1）は税の関係ですので、その後、税務課が入ります。

公債費につきましては、3年度32億5,036万3,000円、交付税算入見込額は23億1,410万8,000円、市の実質負担額は9億3,625万5,000円となります。

続きまして交付税についてです。普通交付税につきましては、令和3年度予算が73億7,000万円、病院事業債の繰出金が14億6,419万3,000円、公債費が23億1,410万8,000円、差し引きまして35億9,169万9,000円でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから大きな2、（1）についてご回答申し上げます。

コロナに係る市税の影響はどう考えるかということでした。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い経済活動に大きな影響が出ていることから、給与、営業、農業、各所得いずれも減少すると見込んでおります。

そして、令和3年度市税全体の収入見込額でございますが、71億6,577万9,000円で、前年比2億9,708万2,000円、4.0%の減を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3番の（1）副市長の選任についてということで、どのように進めるかということについてお答えをいたします。

ご案内かと思えますけれども、副市長の選任については、その手続きが地方自治法の第162条に規定されておまして、提案権は長に専属されるものでございます。

任期は4年ございまして、現職の任期は令和3年3月31日をもって満了となります。次の選任につきましては、しかるべき時期に提案する予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 環境課からは、大きな4番、広域ごみ処理施設についての（1）施設運営管理について回答いたします。

まず、広域最終処分場の完成の時期でございますが、東総広域に確認いたしましたところ、広域最終処分場の工事は工期を令和3年6月30日まで延期しましたので、完成時期としては6月末に施設が完成しまして、7月1日から稼働する予定とのことでございます。

次に、組織、広域最終処分場の組織はどうかということですが、広域最終処分場の運営につきましては民間事業者に委託する予定と聞いております。

なお、組合員の職員等を配置する予定はないと伺っております。

次に、管理運営費ということによろしいでしょうか。管理運営費についてお答えします。

焼却施設最終処分場の管理運営費ですが、全体で14億8,000万円となっております。

それで、運営管理の負担割合ですが、均等割20%、処理量で80%ということ決定したということをお話をさせていただきました。その負担割合で計算しますと、旭市の負担額は約3億6,900万円となります。

(発言する人あり)

○環境課長（高根浩司） すみませんでした。2番の建設事業費についてでございますが、これ、交付税の償還金ということによろしいでしょうか。令和3年度の合併特例債のほうの償還金につきまして……

(発言する人あり)

○議長（木内欽市） 暫時休憩。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 失礼しました。

全体事業費ということでお答えします。全体事業費ですが、平成19年から令和2年の事業費の合計は276億8,802万6,000円でございます。その中で旭市分といたしましては106億6,089万2,000円でございます。負担割合ですが、それを案分しますと、旭市については38.50%ということになります。

あと、交付税算入額ということでしたが、すみません、それについてはこちらでは数字がございません。

(発言する人あり)

○環境課長（高根浩司） 起債の額。合併特例債の令和2年度までの見込みでございますが、

平成29年度から借入れというか、起債のほうが始まっております。合計ですけれども、16億630万円でございます。

なお、その16億630万円のうち交付税算入額というのが、すみません、70%になります。その金額が11億2,441万円になります。その残った後30%が市の負担となりまして、その金額が4億8,189……

(発言する人あり)

○環境課長（高根浩司） すみません。

続きまして、(3)の中継施設等についてですが、造らない理由ということでございます。中継施設を造らない理由ということですが、中継施設整備及びごみ処理施設の解体・撤去費が大きくなるため、現状の施設をできるだけ有効活用する形にしまして、費用負担を軽減する方針に変更したものでございます。なお、今後の中継施設の整備予定については、まだ決まっております。

続いて、収集料金でよろしいですか。

収集料金ですが、まず、匝瑳市に関しては確認しておりません。また、本市の分ですが、まだ入札等が済んでいませんので、そちらのほうに差し支えますので、ご回答のほうは控えさせていただきたいと思います。

すみません、あと答弁漏れはございませんでしょうか。

(発言する人あり)

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、予算編成の(1)でございますが、今年で市長が退任するなら、新規事業を開始する理由。それから、本来なら骨格予算を編成するのが新市長に対する一般的なものではないのか、それをお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） なぜ骨格予算ではないかと……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） また同じ話になってしまいますけれども、7月まで骨格予算ということになりますと、どうしてもその間事業ができないということで、必要最小限の人件費だとかそういったものになってしまいます。それで、その後、予算編成したとしましても、8

月あるいは8月が終わっちゃうということになりますので、骨格予算というのは非常に難しいのかなというふうに思っております。

それで、例えば4月、5月に選挙があるところについては……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） よろしいですか。

(発言する人あり)

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは財政に聞くべき、財政が答弁するべきものじゃないと思いますよ。私は、ここで、本来なら骨格予算をつくるのが本当だろうと。それが新市長に対する儀礼じゃないかということで聞いているので、ですからこれは市長の答弁だと思います。

市長もここで答弁するのはなかなか厳しいと思いますが、その辺この前もちょっとにおわせていましたけれども、そういう中で、正式にはともかく、その辺答弁いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） これまでも予算編成は、市長選挙があってもずっと通年予算を組んでいたわけでありまして、それと同時に、県内の市の市長選挙前半に、4月、3月にある場合は骨格予算、暫定予算ですけれども、5月、6月以降の市長選挙の場合、全部通年予算でやっているところでありまして、行政の継続性。滞留は行政にとってはできないということもありますので、そういった部分で通年予算を組んだところでありまして。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次の骨格予算の編成についての再質問を行いますが、骨格予算を組まないということは、現市長がそのまま市の運営を担うことになるのか。それで、そうでないとすれば、自分の意図する後継者を決めて、院政をしいて今後やっていく。そうなりますと、現在、市長3期12年、今後誰がやるか分かりませんが、10年、20年、約四半世紀にわたって、一族による旭市を統治するということになるわけですが、今後長く一族による統治をするための予算編成の布石をお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） あくまで前例に従って通年予算を組んだところでありまして、予算編成

を見てもらえば分かるように、継続事業がある程度ありまして、新規事業というのはほとんどないわけでありまして、それとまた、新市長を自分がやるか分かりませんが、そのときになって、補正予算というのが6月、9月、12月にできるわけでありまして、そういった部分ではしっかりと行財政運営はできるのではないかなと、そんなふうに思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） なかなか答弁しづらいところはあるでしょうから、もうそれはそれで結構ですよ。

そんな中で、あと財政についてであります。今年の自主財源が2億8,000万円も減ったわけなんです。そんな中で、来年はさらに厳しくなると思う。それと同時に、今年の予算編成を見たって、かなりのやりくりをしてあるわけですね。そんな中で、飲食店などの休業や廃止により、市税などは大きな減収が予想されるわけです。また、一般の会社でもボーナスがもう支給されないというところもあります。そういう中で、支給されなくなったり、また、パートの方々は退職させられてしまう。また、そういう中で大きな減収となっています。市税の減収分をどのように財源確保するのか。先ほどの市長の答弁にのっとった答弁をいただきたいと思います。つまり、積極財政ということです。積極財政というのはどういうことをするのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 税収の不足分をどのように補うのかということでございますけれども、まず1点としましては、普通交付税算定上の標準税収入額が下回る場合には、その減収分を補えるために、減収補填債というのがございます。それにつきましては見込んでおります。これは9,570万円ほど減収補填債を見込んでおります。これにつきましては75%の交付税措置がございます。

そのほか、今年度、昨年度と比べまして繰越金を2億円ほど……

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 暫時休憩。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時 1分

○議長（木内欽市） 会議を再開します。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市長のほうから積極財政というお話があったということでございますけれども、それは恐らくこれからの話ということで、今、高橋議員からあったのは、2億8,000万円減ったものに対して、どういうふうに補填したのかといったお話でございましたので、そういう話をさせていただきました。それにつきましては、今申し上げましたように、減収補填債だとか繰越金だとか、こういったものに対して充てたということでございます。

あと、積極的などという話ですけれども、それにつきましては、自主財源の確保ということで、税収のアップだとか、そういったものについて考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃそうしますと、これから年々、当面かなりこのコロナの影響で税収が減りますね。それはつまり市の借金、それで賄うということで私は理解します。

そんな中で、このコロナ禍の影響で多くの会社員や事業経営者は……

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） 収入が減っています。税金を納めたくても、生活費を切り詰めても、未来を担う子どもたちの教育費がかさみ、生活は困窮しています。こんな中で、やはり市民のために、この際税金の免除、減免等はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいま生活困窮者に対して減免ということがございました。今の段階では、大変申し訳ないんですけれども、具体的な方策は決まっておりません。

そして、税につきましては、税の公平性の観点から、適正な課税と徴収を行わなければならないということでございます。しかしながら、ただいま議員おっしゃったように、納税が困難な方も出てくるのが予想されますので、猶予制度の周知を図るとともに、納税相談では丁寧かつ柔軟に対応していきたいと考えております。

現在ある猶予制度、そちらのほうをしっかりとお知らせしていければなど、そのように考えております。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 納税の平等とか何とか言いますが、私も昨日ですか、おとといですか、質疑でびっくりしましたが、固定資産税ですか、旭市全て国勢調査が終わらなかつたらかけないと言ったのは。干潟町だけ増税されているわけですよ。これで課長、平等になりますか。私は全くそれを知りませんでしたよ。

それで今度、都市計画税。都市計画区域をつくって云々と格好のいいことを言っています。私も都市計画は賛成です。しかし、結局もう市も税収が伸びないから、都市計画法をかけた中で、税金を取る布石じゃないかと思うんです。そういう中で私は、都市計画税でございませぬが、旭市の一部の地域、これは旧旭市にかけられています、コロナ禍で市民の生活も大変ですので、市民以外の方だけに課税することができないのか。それで、この都市計画税は交付税の算入になるのか。そしてまた固定資産税、それから住民税ですか、これを軽減した場合は、交付税の対象がどういうふうになるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 都市計画税につきましては、交付税の対象ではございません。

それと減免ですけれども、減免に対して交付税措置が見込まれるのかということでございますけれども、ちょっと今詳しい資料がございませんけれども、例えば制度とかで、国がそういう制度にのっとってとか、そういったものについてはございます。それ以外については、ちょっと今資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうすれば、合併による優遇措置ですか。新年度からは新庁舎での業務が開始されるわけですが、この新庁舎の維持管理費も莫大となります。有利な財源と言って合併特例債を活用して、高価な建築物を幾つも建設しましたが、その合併特例債はもう限度ぎりぎりまで使っているわけですね。これからはただ莫大な償還が年々続きます。今後の財政の見通しについてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併特例債が終わった後の財政の見通しということでございますけれども、これから事業を行うに当たっては、合併特例債、だいたい令和5年から6年くらいで終了するというふうに思っております。その後につきましては、さらなる財源だとかある

いは補助金だとか、そういったものを考慮しながら進めていきたいというふうに思っております。

これからの財政ということでございますけれども、これから例えば扶助費だとかそういったものは多くなってきます。そのほか、少子高齢化等に伴って税収の減も見込まれます。

(発言する人あり)

○**財政課長（伊藤義隆）** 税収の減とかも見込まれますので、きっちりとした取捨選択を行って財政運営を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○**議長（木内欽市）** 高橋利彦議員。

○**20番（高橋利彦）** 今年もかなり交付税が出口ベースで減らされ、来年はさらに減ると思います。法人税、所得税、そんなものが減りますから。そんな中で今年もかなり減っているわけです。その代わりに臨時財政対策債、結局借金が増えているわけです。

それで、課長も知っているように、真水の部分、ここ二、三年間だっただけかなり減っているでしょう。真水が減っているといっても、繰越金とかいろいろやりくりしたから増えているわけですよ。真水というのは、市民のサービスのために使える金なんです。その辺よく認識してください。

そんな中で再質問しますが、有利な財源と言われる合併特例債を限度額ぎりぎりまで使い、市債の残高は令和3年度末には330億7,000万円もあるわけですね。さらに中央病院の借金ですか、独立行政法人となった中央病院を含めると、優に540億円なんです。中央病院は我々とは関係ないと認識していますが、いざとなったらあれも全部市の借金なんですよね。

いずれにしても、交付税算入があるからと言っていますが、交付税も年々、中央病院や起債の交付税算入額の使い道が決まっている部分だけが増えて、一般分、すなわち道路、面積、人口部分の真水が減っています。大型事業をすると市民には目立ちますが、本当に市民が必要としている事業に手が回らなくなります。合併した市町村でも借金地獄に陥り、関西のほうでありますよね。財政再建団体の予備軍になった市町村が多々あると聞いています。市長は今後の財政運営をどのように考えているのかお尋ねします。

○**議長（木内欽市）** 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○**市長（明智忠直）** 今後の財政運営、冒頭でも申し上げましたように、取捨選択をしながら、必要な事業、これから旭市の発展のために、10年先、15年先に必要な事業をきちっと見極め

ながら事業展開をしていきたい。今そのために、やはりほかにはない、合併の市町村にはないくらい旭市は基金を積んでおります。145億円、150億円の基金があります。そういった部分を有効活用しながら、将来を見据えながら、バランスを取れて、そういった部分でも有効に活用していきたいと、そのように思っておりますので。

それと同時に、国も、やはり地方がなければ国がないわけでありますので、地方創生といった部分では、新たな恐らく助成、そういった事業を展開してくれるものと期待しているところでありますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今、地方がなければ国がないというのは、確かにそうですがね、いずれにしても、今もう親は金がなくて困っちゃっているわけです。そんなことをごちゃごちゃ言ってもしょうがないですけどもね。

そんな中で、中央病院へ行きますと、足るを知るという言葉がありますね、書いてあります。やっぱりもうここまで来たら、余分なものは造らない。それとよく、私はちょこっと聞いて、あらっと思いましたが、働きのない人は動くなど、動いたら腹が減るからと。そういうことで、ある程度はやっぱり行政も企業感覚になってやっていかなくちゃならないと思うんです。

あまりやったら時間がなくなります。

そんな中で、有利な財源とって合併特例債を限度額近くまで借り入れて、償還金の財源として交付税に算入されていますが、真水部分の交付税が減っては、市の財政はますます厳しい状況です。行政運営は計画性を持って行うものです。今後の起債の償還金の財政シミュレーションはどのようになっているのか、併せてお尋ねします。

それとまた、元利償還金の財源内訳として、交付税算入分と不足分の一般財源についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市債の返済計画ということでございます。今、手元に資料がございませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思えます。

それと、2点目は地方交付税の関係でしたか。地方交付税……。

申し訳ございません。もう一度よろしいでしょうか。地方交付税の総額と……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） それと、先ほど減免を市で単独で行った場合は、交付税措置についてということでございましたけれども、交付税措置はございません。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の件で質問よろしいですか、議長。交付税措置はという話ですが。

○議長（木内欽市） じゃ、発言を許します。

○20番（高橋利彦） 交付税は財源の75%ですか。100万円の収入があったら、75%を除いた25%。そういう中でこれは、減免措置はないということですか。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 単独で減免を行った場合につきましては交付税措置はございません。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 起債の借入れと償還金の、再々質問しますが、投資的な事業などで有利と言われる合併特例債の借入れが終了すると、今後、施設の改修や道路整備などの財源で有利な起債を発行するとなると、どのような起債があるのか。また、それらの交付税算入率はどのようになるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併特例債以外の有利な財源ということでございますけれども、現在、公共施設等適正管理推進事業債、これが充当率が90%で、算入率が45から50%です。ただし、これは令和3年度までの予定でございます。あとほかに、緊急防災・減災事業債が充当率が100%、算入率が70%でございます。これは、事業期間は令和7年度までということになっております。あと緊急自然災害防止対策事業債、これにつきましては充当率が100%、算入率が70%ということで、これは事業期間は令和7年度までとなっております。

期間が限られているものがだいぶございますけれども、この期間の延長だとかもだいぶございます。あるいは、その後に様々なメニューだとか、そういったのが出てきますので、そういったものを取り入れて、有利な財源ということで確保していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の答弁ですと、有利な財源といえますか、災害関係はあるけれども、ほかはほとんどないということですよ。

そんな中で、(4)の交付税について再質問します。交付税が増えても、真水の交付税が減っては、新市長がやるべき政策的な事業は実施できないわけでありまして、真水の分の交付税が減って、市の財政に与える影響はどのように考えているのかお尋ねします。

また、年々中央病院の交付税算入額が増えていますが、普通交付税分については、病院補助金として支出しなくても、交付税は減額されないものと思われまます。病院経営も独立行政法人になり、経営状況がよいとの説明ですが、病院への補助金を減額することは考えられないのか、併せてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） いわゆる真水部分が減ったの財政運営ということでございます。

これにつきましては、先ほども何度か申し上げておりますけれども、事業のしっかりとした取捨選択、自主財源の確保等によって、そういった財政運営をしていきたいなというふうになっております。

中央病院の負担金ですけれども、これにつきましては減らす考えはないかということでございますけれども、これにつきましては合併からずっと交付税算入額を交付してまいりましたので、今変えるところではございません。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 自主財源、自主財源と口だけで、先ほどありましたように、全然どのようにするというすべがないわけです。そんな中で、あと国の交付税の出口ベースでは、令和3年度は前年と比べて3,949億円減っているわけです。交付税では臨時財政対策債や合併特例債のように交付税措置があるため、さらに真水部分の交付税が減額になるわけです。このような状況の中で、旭市の財政は非常に厳しいものと思いますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 旭市の財政状況は厳しいんじゃないかということでございますけれども、今現在はそういったことはないかと認識しております。ただ、今後、少子高齢化あるいは扶助費の増大、こういったものによって、あるいは公共施設の統廃合、これは結構お金がかかります。こういったものに対して歳出が増えて歳入が減ることがあるかと思えます。これらにつきましては、何度も申し上げておりますけれども、事業の取捨選択、ある

いは徹底した行政改革、自主財源の確保、こういったものによって対処していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、令和元年度の決算カードを銚子市と旭市で比較しますと、財政力指数は銚子市は0.61、旭市は0.49、地方債残高は銚子市が269億8,600万円、旭市は323億4,600万円と53億6,000万円も多いんです、借金が。このような財政状況を市長はどのように感じているのか。先ほどは貯金があると言いましたが、どのように感じているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 財政状況を一方的から見れば、起債のほうから見れば、そういったようなことが心配になるという部分もあると思いますけれども、それだけ事業を旭市はやっているということもあります。国の補助事業を先取りして事業をやっているために起債をしたということでもありますので、その起債も交付税算入を差し引けば、今60億円ぐらい、旭市の負債、起債はそのくらい返還すればいいということでもありますので、そういった部分も総合的に見ながら、やはりこの財政運営をしていかなければと、そのように思っているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、副市長の人格について再質問します。

私は、加瀬副市長は清廉潔白な副市長として、まさにうってつけの女房役だと感じています。市長の家族の事件では、市民は口には出さずに出せない問題、我々議員も何をやっているんだと批判を受けましたが、女房役として職務以外の対応、そしてガス抜き、私は大変だったと思います。さらに加えて、入札に関わる問題で、市庁舎への警察の捜査もありました。加瀬副市長だから対処、対応ができた、そのように私は思っています。その経験を踏まえ、副市長は、副市長とはどのような人格を持った人が適任かお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 私も、平成29年に皆さんにご同意をいただいて選任されました。その私がそういうことを言うのはどうかと思いますけれども、副市長の資質ということでありま

したので、やはり旭市をどのようによくしようか、それを思っている人、それが一番だと思っています。当然、行政経験があれば、それはそれにこしたことはありませんし、コミュニケーション能力であったり、それから論理的な思考であったり、多面的な視野を持ったりとか、いろんなことがあるかと思います。私がそれに当てはまるということではありませんけれども、もう市長の補佐をする、これが地方自治法で定められた副市長でありますので、そのところはやはり市をいかによくできるかという、その思いを持っていけば十分であろうと、そのように思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次に再質問しますが、建築工事の入札に関わる情報漏えいで警察の捜査が入りました。市民の間でも、入札に関わる疑惑の話でこのときは持ち切りでした。そのような中で、一部業者と市の幹部職員が親密な関係で、度々スナックなどでの飲食を共にしていたとの話がありましたが、市の公的な役職に携わるような場合、市長はどのような方を選任するのかをお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） どこからそういうような情報が流れたか分かりませんが、実際あのときに警察が市役所に入ったということは確かでありまして、その中で調査を受けた方々が何人かいますけれども、そういうことであっても、一番最初にそういった部分で疑われて警察の聴取に遭った人が、全然何も悪いことはしていなかったということの結果が出ているわけでありまして、そのほかの方々、市役所の職員、幹部の人らがどういう質問をされたのか、それは一切私のほうは聞いておりませんので、絶対そういうことはないと思っていますので、職員を信用していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 国でも、一部業者の方と飲食を共にしたキャリアの方が国会で参考人招致され、一部の職員が国会で答弁を行っていましたが、また、処分を受けた方や辞職した職員がいます。国ではそのような職員は公的な役職に就くことは許されませんが、市長はこのような案件の職員をどのように感じているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） どちらのことを言っているのか分かりませんが、国のことは国で

判断してもらおうということで、私が言を挟むことはできないと思います。

それと、市はそういうことは絶対はないということを信じておりますので、それ以外のことは答弁できませんので、よろしくお願ひします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、ごみの問題に入ります。

まず、最終処分場の工事の遅れによりまして、旭市の最終処分場を使用することですが、その期間と1日当たりの台数と量、トン当たりの使用料、期間中の総量と使用料についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

1日当たりの搬入量と、あと台数だと思います。広域最終処分場から搬入される焼却灰につきましては、1日当たり約7トンと予定していると聞いております。なお、1日当たり、4トン車で2台分を受け入れる見込みでございます。

○議長（木内欽市） 時間がありません。答弁は手短に。

○環境課長（高根浩司） それと、あと料金でございますが、1トン当たり2万円でございます。1か月の想定量が約200トンと伺っておりますので、1トン当たり2万円となりますので、1か月の金額としては約400万円になると思われまます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、結局、近年の本市の平均のごみ処理経費ですか、1年間の。それと令和3年度の広域ごみ処理経費の本市負担分の負担金を比較した場合、どのようになるのか。高くなるのか安くなるのか、お尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 本市のごみ処理量といいますと、10年間の平均ということでお答えしたいと思います。

旭市のごみ処理費用の過去10年の平均と、令和3年度の広域の負担金、あと令和3年度のステーション改修等の委託費、あと合併特例……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） それらの平均でございますけれども、すみません、5億7,856万8,000円でございます。広域化後のごみ処理に係る費用につきましては、ただいま申し上げました……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） すみません、あの……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） すみません。後で。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は8日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございます。

散会 午後 2時31分